

16 生徒心得

本校は、知・情・意・体の調和のとれた人間形成を教育方針としており、これに則った指導を行う。

生徒はこの精神をよく理解し、規律ある学校生活を送ることが必要である。したがって、次に示す生徒心得をしつかり守り、より良き校風をつくることに努める。

1 授業

- (1) 予鈴時間までに登校して、授業の準備をする。
- (2) 予習・復習を習慣づける。
- (3) 授業の始まりと終わりには起立して、挨拶する。
- (4) やむを得ず、欠席・欠課・遅刻をする場合は必ず授業の始まるまでに学校へ連絡する。

また、早退をする場合は、事前に担任に連絡する。

- (5) 欠席・欠課・遅刻・早退はすべて所定の用紙により届け出る。
- (6) 公欠・忌引きは、所定の用紙に理由を記入して事前に届け出をする。ただし、忌引きで事前に届が提出できなかつた場合は、事後、速やかに届け出をする。
- (7) 忌引きは、次のとおりとする。ただし、遠距離等の場合には考慮することがある。

- ア 父母（1親等） 7日以内
- イ 祖父母・兄弟姉妹（2親等） 3日以内
- ウ 曾祖父母・伯叔父母・甥姪（3親等） 1日

2 考査

- (1) 考査前1週間、考査中及び考査後の成績処理期間は、職員室への入室を禁止する。
- (2) 考査の校時は、平常の校時と異なる。

8：50～9：40	1限目
9：55～10：45	2限目
11：00～11：50	3限目

- (3) 考査開始のチャイムが鳴る前に、廊下側から名簿順に着席する。
- (4) 正しい服装（ネクタイ・リボンを含む）で受験する。
- (5) 考査は厳正な態度で受験し、不正行為や紛らわしい行為（私語やよそ見）を絶対にしない。不正行為が発覚した時は、厳しい指導を行う。
- (6) 携帯電話等の通信機器を持ち込んではいけない。持ち込んだ場合は、不正行為と見なす場合がある。

なお、携帯電話は、必ず電源を切ってカバンに入れ、廊下に置く（マナーモードは不可）。

- (7) 机の上には筆記用具（鉛筆・消しゴム等）のみを置き、筆箱・下敷き・教科書・ノート類はかばんに入れて、廊下に置く。
- (8) 夏季にうちわ・下敷きなどを持ち込み、あおぎながら受験することは認めない。タオルの使用、冬季のひざ掛けの使用も、不正行為の防止のために認めない。
- (9) 質問等がある時は、静かに挙手をして指示を待つ。
- (10) 50分間全力をあげて取り組む。原則として途中退室は認めない。
- (11) 考査終了のチャイムが鳴り終わったら、すぐに筆記具を置き、解答をやめる。
また、答案の回収が終わるまでは席を立たず、監督教員の指示によって休憩に入る。
- (12) 進級・卒業に関わるので、遅刻・欠席をしない。やむを得ず遅刻・欠席をする場合は原則として保護者等から、8時から8時30分の時間帯に学校（担任）に連絡する。
無届欠席の場合は、追考査が受けられない。
なお、追考査を受験する場合は、追考査願を提出する。
- (13) 考査開始後15分までは「遅刻」として扱われる。しかし、それを過ぎると受験ができないため、すぐに職員室に来て指示を受ける。
- (14) 考査期間中は掃除をしないので、各自美化に心がける。

3 通 学

登下校には大江高校生としての自覚をもち、交通規則、交通マナーをよく守り事故のないよう安全に留意する。

- (1) 始業に遅れないよう登校し、登校後は放課後まで外出しない。また、放課後に用事のない場合は速やかに下校する。ただし、部活動や講習等については顧問や担当教員の指示に従う。
- (2) 列車利用生徒で大江高校前駅を利用する者は、地下道を利用する。
- (3) 自転車通学は所定の様式により生徒指導部に申請して許可を受ける。許可された生徒は、自転車にステッカーを貼り、指定された場所に駐輪し、施錠して各自で責任を持つ。
- (4) 原動機付自転車通学については、別の規定による。
- (5) 午前6時現在、京都府「北部」又は「福知山市」に次の気象警報等が発表中の場合又は京都丹後鉄道宮福線が運休中の場合は生徒全員を自宅待機とする。

- | | |
|--------------------|---------|
| ①大雨警報 | ②洪水警報 |
| ③暴風警報 | ④暴風雪警報 |
| ⑤大雨特別警報 | ⑥暴風特別警報 |
| ⑦暴風雪特別警報 | ⑧大雪特別警報 |
| ⑨福知山市大江町の避難勧告・避難指示 | |
| ※大雪警報は含まない | |

午前10時までに気象警報が解除されるとともに、京都丹後鉄道宮福線の運行が再開された場合、生徒は安全に注意してすみやかに登校し、13時15分の始業に備えるものとする。

午前10時以降も気象警報発表又は鉄道の運休が継続している場合は、臨時休業とする。ただし、午前6時現在、上記警報が「南丹市」「京丹波町」「舞鶴市」「綾部市」「宮津市」「京丹後市」「伊根町」「与謝野町」のいずれかの地域に発表中の場合又は京都丹後鉄道宮豊線・宮舞線、JR舞鶴線・山陰線等、京都交通バスが運休中の場合は、該当生徒のみ自宅待機とする。

午前10時までに気象警報が解除された場合又は午前10時の時点で午前10時台の鉄道の運行（京都交通バスは午前11時台の運行）が決定された場合、安全に注意してすみやかに登校するものとする。

該当生徒は午前10時の時点で気象警報が継続して発表されている場合又は鉄道の運行再開が見込めない場合は、登校しないものとする。

4 対人関係

お互いの人権と人格を尊重し、礼儀をわきまえ高校生として恥じない態度で接する。

- (1) 男女交際は明朗・健全なものでなくてはならない。
- (2) 友人間で金銭・高価な物品の貸借はしない。
- (3) 登下校時には気持ちよく挨拶を交わし、来客に対しても挨拶をする。
- (4) 暴力・暴言は厳禁とする。

5 服装・所持品等

服装はその人の人格を表すといわれる。簡素で清潔な服装を心がける。

- (1) 登下校時及び校内では規定の服装を着用する。
- (2) 所持品には記名し、各自責任をもって保管する。
- (3) 体育の授業や学校行事等のときは、貴重品袋を利用して金銭・貴重品を管理する。
- (4) 校内で金銭・物品を紛失あるいは拾得したときは、生徒指導部に届け出る。
- (5) 生徒証は常に所持し、いつでも呈示できるようにする。なお、紛失した場合は速やかに再発行を受けなければならない。

6 掲示、印刷物配布、放送等

- (1) 生徒による掲示は、必ず関係の教員の了解を得てから生徒指導部に届け出る。
- (2) 掲示物には、責任者氏名・掲示期間を記し、生徒指導部の承認を受けた後、学校が定めた場所に掲示する。掲示期間を過ぎたものは掲示責任者が撤去する。
- (3) 掲示物の内容は、事実に基づかないものであったり、個人の人格を傷つけ校内の秩序や風俗を乱すものであってはならない。
- (4) 印刷物の配布、放送についても、掲示物取扱いの趣旨を準用して適切に行う。

7 公共物の使用

- (1) 校舎、用具、体育施設等を授業又は部活動以外で使用したいときは、関係の教員に申し出て許可を受ける。
- (2) 破損した場合は、すみやかに教員に申し出る。

8 校外生活

- (1) 外泊や旅行をする場合は、保護者の許可を得る。
- (2) アルバイトをする場合は保護者の承認を得て、所定の届出用紙に必要事項を記入の上、担任の指導を受けて生徒指導部に届け出る。
- (3) 飲酒・喫煙は厳禁する。遊技場等には出入りしない。
- (4) 許可なく単車（自動二輪を含む）及び自動車の免許を取得したり、運転してはならない。

9 各種証明等の発行

- (1) 証明書の発行を希望する生徒は、交付希望日の前日午前中までに所定の用紙に必要事項を記入の上事務室に申請する。〈発行は翌日以降とする〉
- (2) 生徒証の再発行は、所定の用紙に必要事項を記入し、所定の金額を添えて事務室に申請する。